

請願・陳情参考資料

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

総 務 部

請願（新規）

（税 務 課）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年－6 (28.2.22)	総 務	医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書の提出について 公益社団法人鳥取県医師会	社会保険診療における消費税は非課税とされていることから、当該仕入に係る仕入税額控除を行えないが、仕入に係る税負担は診療報酬で手当てされている。 一方で、高額な設備投資に係る負担が大きいという指摘もあることから、平成28年度税制改正大綱において「医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、（中略）も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。」とされたところである。 なお、県においては、消費税10%引き上げ時に医療機関の非課税取引における仕入に係る消費税負担が増加することから、中国地方知事会を通じて、消費税の負担増への対策を講ずるよう、国に要望を行った。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況								
28年ー9 (28.2.22)	総 務	鳥取県個人番号利用事務を定める条例（案）に反対することについて 鳥取民主商工会	平成27年10月に実施したマイナンバー制度に関する県政参画電子アンケートにおいては、「積極的に利用すべき」という回答が32.4%で最も多く、「積極的に利用すべき」と「必要最小限の利用」を加えた60.4%がマイナンバーを県の行政事務に独自に利用することに肯定的な回答であった。 また、同年10月に実施したパブリックコメントの結果においても、「もう少し幅広い利用が考えられるのでは」など、もっと積極的な利用を求める意見が多かった。 マイナンバーを行政事務に利用することについては、法により定められた制約の範囲内で、県民の利便性（所得証明書等の添付書類の省略など）が図られる業務について、「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（案）」を平成28年2月議会に提案している。（請願の条例名は電子アンケート及びパブリックコメント実施時のもの。） 【参考】 ＜電子アンケートの概要（県の独自利用について）＞ ・回答：678名／808名（回答率 84%） <table><tr><th>回 答</th><th>比率</th></tr><tr><td>1 県民にとってメリットになることには、積極的に利用すべき</td><td>32.4%</td></tr><tr><td>2 法律が定めるマイナンバー利用事務と一体的なものなど必要最小限の利用とすべき</td><td>28.0%</td></tr><tr><td>3 法律が定める事務についてのみの利用に留めるべき</td><td>25.4%</td></tr></table> ＜パブリックコメントの概要＞ ・テーマ：「鳥取県個人番号利用事務を定める条例(案)に対する意見募集」 ・意見数：14件（8人） うち積極的に利用を求める意見7件、制度自体への反対意見1件	回 答	比率	1 県民にとってメリットになることには、積極的に利用すべき	32.4%	2 法律が定めるマイナンバー利用事務と一体的なものなど必要最小限の利用とすべき	28.0%	3 法律が定める事務についてのみの利用に留めるべき	25.4%
回 答	比率										
1 県民にとってメリットになることには、積極的に利用すべき	32.4%										
2 法律が定めるマイナンバー利用事務と一体的なものなど必要最小限の利用とすべき	28.0%										
3 法律が定める事務についてのみの利用に留めるべき	25.4%										